**平成２１年（フ）第１０２６号**
東京都町田市南大谷784番地１五十嵐ハイツＦ号
債務者　橋本　敏子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１０３８号**
東京都日野市三沢850番地高幡台団地15―402
債務者　奥田　峰子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１０４２号**
東京都青梅市今井１丁目134番地の１プルーム89―102
債務者　上條　隆志
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１０５３号**
東京都清瀬市下清戸２丁目584番地４フォルシュＴ401号
債務者　松尾　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第６６１号**
愛知県額田郡幸田町大字横落字郷中８番地１
債務者　吉田　慎豪
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第６６２号**
愛知県額田郡幸田町大字横落字郷中８番地１
債務者　吉田　ユリ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第１７７９２号**
神奈川県横浜市青葉区千草台34―16―401
債務者　守屋　宗和
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８１５２号**
埼玉県鴻巣市鎌塚５丁目５―16
債務者　保住　仁之
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１０２号**
東京都昭島市福島町３丁目24番５―123号
債務者　根岸　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１１２１号**
東京都青梅市千ケ瀬町５丁目656番地の１ハイツサンリバー301号
債務者　加藤　泰功
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第９１号**
沖縄県中頭郡読谷村字大木312番地１
債務者　仲真　良勲
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２１年（フ）第１７６号**
沖縄県沖縄市東１丁目２番23号　ドリーム川上１－Ｂ
債務者　伊良部洋美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

## 破産手続廃止

**平成２０年（フ）第４５号**
沖縄県沖縄市仲宗根町17番７号　石原アパート102号
破産者　宮國　フヂ
1　決定年月日　平成21年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成１９年（フ）第９１６号**
神奈川県平塚市小鍋島1297番地
破産者　渋谷建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２０年（フ）第６４６号**
神奈川県秦野市鶴巻南１丁目26番７号
破産者　有限会社アクテム・イー・アンド・エム
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２０年（フ）第１９６０９号**
千葉県船橋市印内町565―３―805、住民票上の住所千葉県富津市金谷55―３
破産者　清水　康行
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２０年（フ）第２０２４１号**
神奈川県横浜市港北区新横浜１丁目23―２―701
破産者　佐藤　　寛
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部